

和装（きもの文化）ユネスコ無形文化遺産登録推進ロゴマーク使用規程

（趣旨）

第1条 この規程は、和装（きもの文化）ユネスコ登録推進・連絡協議会（以下「協議会」という。）が和装（きもの文化）のユネスコ無形文化遺産への登録を推進するために作成したロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用の承認申請）

第2条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「和装（きもの文化）ユネスコ無形文化遺産登録推進ロゴマーク使用申請書（別紙第1号様式）」を、協議会代表（以下「代表」という。）に提出し、承認を受けなければならない。

（使用の承認）

第3条 代表は、前条の規定による申請があった場合には、申請の内容を審査し、次の各号のいずれかに該当するときは除き、使用を承認するものとする。

- (1) 和装（きもの文化）のユネスコ無形文化遺産への登録を推進する趣旨から逸脱する、又はそのおそれのあるとき。
- (2) 協議会の品位が損なわれる、又はそのおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反する、又はそのおそれのあるとき。
- (4) ロゴマークを第6条に規定する項目に基づき使用しない、又はそのおそれのあるとき。
- (5) 協議会が実施する事業等を推進する上で支障となる、又はそのおそれのあるとき。
- (6) 特定の個人、政党、思想、宗教団体の活動を目的とする、又は支援している、又は支援しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (7) 消費者や利用者の利益を害する、又はそのおそれのあるとき。
- (8) その他代表が不適切であると判断したとき。

2 前項に規定する承認は、「和装（きもの文化）ユネスコ無形文化遺産登録推進ロゴマーク使用承認書（別紙第2号様式）」により申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、次の各号に掲げる団体等については、使用の承認に係る手続きは不要とする。

- 一般財団法人 大日本蚕糸会
- 一般社団法人 全日本きもの振興会
- 一般社団法人 日本絹人織織物工業会
- 公益財団法人 京都和装産業振興財団
- 全国染色協同組合連合会
- 全国染織連合会
- 全国和装学院連絡会
- 全日本和裁連絡協議会
- 特定非営利活動法人 和装教育国民推進会議
- 日本きもの連盟

京友禅協同組合連合会
西陣織工業組合
京都織物卸商業組合
西陣織物産地問屋協同組合
京染卸商業組合
京都織物小売協同組合
京都府和裁協同組合
国
京都府
京都市
京都商工会議所
京都銀行協会
その他、協議会が特に認める団体等

(使用料)

第4条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用期限)

第5条 ロゴマークの使用期限は、和装（きもの文化）がユネスコ無形文化遺産に登録される日までとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 第3条の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項及び和装（きもの文化）ユネスコ無形文化遺産登録推進ロゴマークデザインガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容にのみ使用し、指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状等を遵守し、改変しないこと。
- (3) ロゴマークとガイドラインに定めるキャッチフレーズをセットで使用すること。なお、ロゴマーク単体での使用は、原則としてできません。
- (4) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (6) ロゴマークそのものを販売しないこと（ロゴマーク自体の商品化や、ロゴマークを前面に押し出した商品の販売を含む。）。
- (7) 協議会の活動の趣旨と関わりのない商品やサービスの宣伝、販売のために使用しないこと。

(完成品の提出)

第7条 使用者は、承認に係る物品等の完成品（完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真など外観がわかるもの）を当該物品等の完成後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第8条 代表は、ロゴマークの使用が本規程又は承認内容に違反していると認められた場合は、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以降、当該承認に係るロゴマークの使用、配布、掲示等をしてはならない。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、ロゴマークの使用承認を取消した場合、使用承認を取り消された者又は第三者に損害が生じても、協議会はその責めを負わない。

2 ロゴマークの使用承認を受けた者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、協議会は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(権利)

第10条 ロゴマークに関する一切の権利は、協議会に帰属する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、代表が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。